

政令番号254 イプロベンホス

各都道府県での農薬の使用先別使用量（平成30年度）

(E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。)

都道府県 コード	都道府県名	使用量(kg/年)							使用量 合計
		田	果樹園	畑	ゴルフ場	森林	その他 非農耕地	家庭 園芸	
1	北海道								
2	青森県	8.5E+1							85.0
3	岩手県								
4	宮城県	1.7E+1							17.0
5	秋田県								
6	山形県								
7	福島県	6.8E+1							68.0
8	茨城県	1.8E+3							1,751.0
9	栃木県	1.9E+2							187.0
10	群馬県								
11	埼玉県	3.7E+2							374.0
12	千葉県	8.2E+2							816.0
13	東京都								
14	神奈川県	1.7E+1							17.0
15	新潟県	2.4E+2							238.0
16	富山県								
17	石川県								
18	福井県								
19	山梨県								
20	長野県	3.4E+1							34.0
21	岐阜県								
22	静岡県	4.3E+2							425.0
23	愛知県	6.8E+1							68.0
24	三重県	1.3E+3							1,275.0
25	滋賀県								
26	京都府								
27	大阪府	3.4E+2							340.0
28	兵庫県	6.5E+2							646.0
29	奈良県	5.8E+2							578.0
30	和歌山県	2.4E+2							238.0
31	鳥取県								
32	島根県	1.7E+1							17.0
33	岡山県	1.4E+2							136.0
34	広島県	1.7E+2							170.0
35	山口県								
36	徳島県	6.8E+1							68.0
37	香川県	3.2E+2							323.0
38	愛媛県	5.8E+2							578.0
39	高知県	6.8E+1							68.0
40	福岡県								
41	佐賀県								
42	長崎県								
43	熊本県	4.1E+2							408.0
44	大分県								
45	宮崎県	6.8E+1							68.0
46	鹿児島県	1.4E+2							136.0
47	沖縄県								
	全国	9.1E+3							9,129.0